

販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ

小規模事業者持続化補助金に対応！経営計画作成のポイントをわかりやすく解説

経営計画作成支援セミナー

国の補助金を活用して販路開拓をしてみませんか？小規模事業者持続化補助金とは、小規模事業者の皆様が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更などに対応するために取組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助するものです。経営計画の策定だけでなく、補助金申請に係るポイントについてわかりやすく解説いたします。ぜひこの機会に受講し、販路開拓並びに生産性向上に係る取組を行ってみませんか。

通常枠
補助上限
50万円

貸金引上げ枠
卒業枠
後継者支援枠
創業枠
補助上限
200万円

インボイス特例要件を満たしている場合は補助上限に50万円を上乗せ

※小規模事業者持続化補助金の概要については裏面をご覧ください。

第1回

令和6年8月21日（水）

午後1時30分～午後4時30分

- ・「小規模事業者持続化補助金」の概要
- ・「経営計画書」等の作成手順



第2回

令和6年9月19日（木）

午後1時30分～午後4時30分

- ・「経営計画書」を自社に役立てる方法
- ・「経営計画書」完成までに向けた洗い出し

申込フォーム

場所

北上商工会館

受講料

無料

講師

(株)高橋コンサルティングオフィス

代表取締役 高橋 雅 裕 氏（中小企業診断士）

申込方法

- ①申込書に必要事項をご記入の上、FAXにて申込
- ②申込フォームにて申込 (<https://forms.gle/uCuPQmBNEMbb9LqM9>)

お問い合わせ・申込先

北上商工会議所 経営支援課

TEL : 65-4211 FAX : 64-2656 E-mail : info@kitakamicci.jp



【経営計画作成支援セミナー申込書】 FAX : 64-2656

北上商工会議所 経営支援課 行

事業所名			
参加者名		参加者名	
T E L		F A X	

※ご記入いただいた個人情報は、本講座の実施・運営のほか各種情報提供の目的のみに使用致します。

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者等が**経営計画**を策定して取り組む**販路開拓**等の取組を支援するための補助金です。

補助対象者

小規模事業者〔商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条を準用〕

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

補助対象

チラシ作成、販促用PR、店舗改装、展示会・商談会への出展、ショーケースや冷凍冷蔵庫等、ネット販売システムの構築・ウェブサイト作成、新商品の開発等（ウェブサイト関連費は補助金交付申請額の1/4を上限）

通常枠

- ・補助上限額：50万円
- ・補助率：2/3
- ・要件：なし

賃金引上げ枠

- ・補助上限額：200万円
- ・補助率：2/3(赤字事業者については3/4)
- ・要件：補助事業実施期間に事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+50円以上とした事業者

卒業枠

- ・補助上限額：200万円
- ・補助率：2/3
- ・要件：小規模事業者として定義する従業員の枠を超え、常時使用する従業員を増やし事業規模を拡大する事業者

後継者支援枠

- ・補助上限額：200万円
- ・補助率：2/3
- ・要件：将来的に事業承継を行う予定があり、新たな取組を行う後継者候補として「アトツギ甲子園」のファイナリストになった事業者

創業枠

- ・補助上限額：200万円
- ・補助率：2/3
- ・要件：「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業」による支援を公募締切時から起算して過去3か年の間に受け、かつ過去3か年の間に開業した事業者

※本チラシの内容は第16回公募の内容です。

第17回の公募は**現在未定**であり、内容が変更する場合があります。

※インボイス特例要件

2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち適格請求書発行事業者の登録を受けた場合は補助上限に50万円を上乗せ（令和5年度補正予算小規模事業者持続化補助金）

＜一般型＞の今後スケジュール

第17回応募締切：未定